府令

○内閣府令第六十四号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）第一条第七号の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「その社員総会その他の団体の財務及び事業又は営業の方針を決定する機関（以下この条において「社員総会等」という。）における議決権の過半数を有する法人（以下この項において「子法人」という。）」を「他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「当該法人の社員総会等における議決権の過半数を有する者（以下この項において「親法人等」という。）」を「一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一　一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二　第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

ロ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の使用人

ハ　当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者

ニ　一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者

ホ　当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

附　則

この府令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

○内閣府令第六十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第六十五号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十二年一月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省令

○総務省令第百四号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

総務大臣　原口　一博

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項を次のように改める。

岩手県	宮古市宮町一の三の二九 宮古市宮町一の三の二九 宮古市緑ヶ丘五の二九 宮古市太田一の七の一二 宮古市佐原三の二一の四 釜石市小佐野町三の八の二四	盛岡地方検察庁宮古支部 宮古区検察庁 宮古労働基準監督署 宮古社会保険事務所 東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所 釜石税務署

附　則

この省令は、平成二十一年十月三十日から施行する。

○法務省令第四十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第四条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表水戸地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中

「水戸市
那珂市
東茨城郡の内
城里町」

を

「水戸市
笠間市
ひたちなか市
那珂市
東茨城郡
大洗町
茨城町」

に改め、同款笠間出張所及びひたちなか出張所の項を削る。

別表名古屋法務局の部一宮支局の款同支局の項中

「一宮市
稲沢市」

を

「一宮市
犬山市
稲沢市
丹羽郡」

に改め、同款犬山出張所の項を削り、同部春日井支局の款同支局の項中

「春日井市
小牧市」

を

「瀬戸市
春日井市
小牧市
尾張旭市」

に改め、同款瀬戸出張所の項を削る。

別表大阪法務局の部東大阪支局の款同支局の項管轄区域欄中

「東大阪市」

を

「八尾市
柏原市
東大阪市」

に改め、同款八尾出張所の項を削る。